

○ 山口県警察における情報処理能力検定に関する訓令

平成 27 年 9 月 16 日

本部訓令第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成 5 年警察庁訓令第 1 号。以下「警察庁訓令」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の実施)

第 2 条 山口県警察において実施する能力検定は、初級及び中級の区分とする。

2 前項の能力検定は、年 1 回以上実施する。

第 3 条 上級の区分の能力検定は、警察庁長官の依頼を受けて実施する。

(受検資格)

第 4 条 中級の区分の能力検定は、初級の級位を取得した者が受検資格を有する。ただし、初級の級位を取得せずに中級の区分の能力検定を受検することを妨げない。

2 上級の区分の能力検定は、実施する年度の前年度までに中級の級位を取得した者が受検資格を有する。

(合格基準)

第 5 条 初級及び中級の区分の能力検定の合格基準は、得点の合計数が満点の 100 分の 60 以上とする。

(不正行為への対応)

第 6 条 受検者が、受検中に不正行為を行ったときは、直ちに能力検定を中止させるものとする。

2 能力検定の合格者が、受検中に不正行為を行っていたことが明らかになったときは、当該合格を無効とする。

(特例)

第 7 条 初級の級位を取得することなく中級の級位を取得した者は、初級の級位を取得したものとみなす。

2 警察庁訓令第 4 条第 1 項に定める実施機関が実施した能力検定により級位を取得した者は、山口県警察において改めて能力検定を受検することなく同等の級位を取得したものとみなす。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(合格者に関する経過措置)

- 2 改正前の山口県警察の情報処理能力検定に関する訓令第2条第1項に規定する能力検定に合格した者は、改正後の山口県警察の情報処理能力検定に関する訓令第2条第1項に規定する能力検定に合格した者とみなす。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

- 3 山口県警察における事務の決裁に関する訓令（平成16年山口県警察本部訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表情報管理課の部を削る。

(山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令の一部改正)

- 4 山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令（平成17年山口県警察本部訓令第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2警務対策部会の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。